

住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定確保を図るため、子育てに適した住宅の確保の支援、小さな子供のいる世帯や多子世帯に対する公営住宅の優先入居、シックハウス対策などを推進している。

## 第5節 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

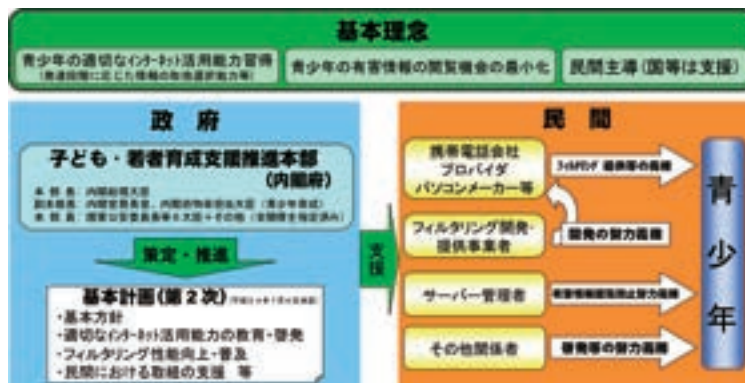
### 1 青少年インターネット環境整備法的確な施行等

#### (1) 青少年インターネット環境整備法（内閣府）

「青少年インターネット環境整備法」<sup>189</sup>では、

- ・政府において青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画を策定し、実施すること
  - ・学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育・啓発活動の推進などを図ること
  - ・携帯電話・PHS事業者、インターネット接続サービスを提供する事業者（ISP）、インターネット接続機器製造事業者などが青少年有害情報のフィルタリングソフトの提供義務などを負うこと
  - ・国及び地方公共団体がインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体などを支援すること
- などが規定されている（第2-4-18図）。平成24（2012）年7月6日、この法律に基づく「青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）」<sup>190</sup>が子ども・若者育成支援推進本部で決定された。

第2-4-18図 青少年インターネット環境整備法の概要



（出典）内閣府資料

#### (2) 実態の把握（内閣府）

内閣府は、「青少年インターネット環境整備法」の実施状況のフォローアップのための基礎データを得ることを目的として、18歳未満の者とその保護者を対象に、インターネットの利用状況やフィルタリングの普及状況を調査する「青少年のインターネット利用環境実態調査」を実施している<sup>191</sup>。平成26（2014）年度調査結果を平成27（2015）年3月に公表した。

#### (3) フィルタリングの普及啓発（内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省）

「青少年インターネット環境整備法」では、国などがフィルタリングについて広報啓発活動を行うことが規定されており、関係府省庁が民間団体などと連携して、フィルタリングの普及啓発を推進している。

警察は、違法情報に対する取締りや、有害情報から子供を守るためのフィルタリングの普及、プロバ

189 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平20法79）

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>

190 [http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/suisin/index.html#dai2ji\\_keikaku](http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/suisin/index.html#dai2ji_keikaku)

191 <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/index.html>

イダの自主的措置の促進に努めている。また、子供にもスマートフォンが普及し、その利用に係る福祉犯被害などが増加していることから、関係府省などと連携して、スマートフォンに対応したフィルタリング、家庭のルールづくりの必要性などについての広報啓発や、関係事業者に対する要請を行っている。

総務省は、インターネット上の有害な情報から子供を保護するため、携帯電話事業者などに対するフィルタリングサービスの改善要請や、学校関係者や保護者を始めとする住民に対するフィルタリングの普及促進活動を推進している。

文部科学省は、卒業、入学、進学を機に携帯電話を購入する家庭が多いことを受け、学校で行う入学説明会や新入学時の保護者説明会など効果的な説明の機会をとらえて保護者に周知するよう協力を依頼している。

経済産業省は、インターネットの利用環境の変化に対応するため、望ましいフィルタリング提供の在り方についての判断基準<sup>192</sup>を策定している。当該基準を用いた判断に資するべく、ゲーム機を始めとする機器ごとのインターネット利用状況を調査し、その結果を事業者にフィードバックしている。また、フィルタリングを保護者がより適切に利用できるよう、保護者に対して事業者などがなし得る支援策を検討し、事業者の取組を促している。さらに、学校関係者・保護者など向けのフィルタリングセミナーなどを通して、子供のインターネット利用にかかるリスクとその対策を説明することで、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と保護者などによる実効的な自主的対策を促進している。

以上のような取組の結果、一般社団法人電気通信事業者協会の発表によると、携帯電話などのフィルタリングサービスの利用者数は、平成26（2014）年12月末時点で約743万人となっている。平成18（2006）年9月末時点の約63万人と比較すると約12倍となっているが、平成25（2013）年以降やや減少している。

#### (4) 悪質な違法行為の取締りなど（警察庁、法務省）

警察庁は、一般のインターネット利用者などからの違法情報・有害情報に関する通報を受け、警察への通報やプロバイダ、サイト管理者などへの削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンターを運用している（第2-4-19図）。同センターでは、平成25（2013）年には130,720件の通報を受け、プロバイダなどに対して14,058件の違法情報・有害情報の削除依頼を行い、そのうち13,305件（94.6%）が削除された。外国のウェブサーバに蔵置された児童ポルノ情報についても、当該外国の同種の機関に対し削除に向けた取組を依頼している。

第2-4-19図 インターネット・ホットラインセンター



(出典) 警察庁資料

192 [http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/policy/filtering.html](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html)

警察は、サイバーパトロールや、都道府県警察が委嘱した民間のサイバーパトロールモニター、インターネット・ホットラインセンターからの通報により、インターネット上に流通する違法情報・有害情報の把握に努め、全国の警察が連携して、以下の取組を進めている。

- ・「出会い系サイト」の利用に起因する犯罪から子供を保護するため、当該サイトを利用して子供を性交などの相手となるよう誘引する行為などの積極的な取締り
- ・「出会い系サイト」以外のコミュニティサイトの利用に起因する子供の被害が未だ高い水準で推移していることを受け、関係機関・団体と連携し、実効性のあるゾーニングの促進といった各種対策
- ・これらのサイトの利用に起因する子供の被害を防止するための広報啓発
- ・インターネット利用者の規範意識を醸成するため、サイバー防犯ボランティアの育成・支援

法務省は、人権擁護機関において、インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害などの人権侵害情報について相談を受けた場合、プロバイダなどに対する発信者情報の開示請求や当該情報の削除依頼の方法について助言している。人権侵害情報による被害の回復を被害者自ら図ることが困難な場合は、表現の自由に配慮しつつ、「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に基づいて、プロバイダなどに当該情報の削除を要請するなど被害者の救済に努めている。

**(5) 子供や保護者に対する啓発（内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省）**

内閣府は、関係府省や地方公共団体と連携し、インターネット利用におけるフィルタリングの普及や適切な利用を推進するため、パンフレットの配布などによる啓発活動に取り組んでいる<sup>193</sup>（第2-4-20図）。また、国・地方公共団体・民間団体の連携を更に推進するため、保護者、教職員、指導員を対象とした「青少年のインターネット利用環境整備づくりフォーラム」<sup>194</sup>を新たに実施することとし、平成26（2014）年度には全国6ブロックで開催した（第2-4-21図）。加えて、関係府省は、関係事業者などと協力し、平成27（2015）年の春に、多くの青少年が初めてスマートフォンなどを手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として集中的に普及啓発などの取組を展開した。

**第2-4-20図** インターネット利用に関する保護者向け啓発パンフレット



（出典）内閣府ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/index.html>）

193 内閣府ホームページ<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>からPDF形式でダウンロード可能。

194 <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/forum/h25/index.html>

## 第2-4-21図 青少年のインターネット利用環境整備づくりフォーラム



(出典) 内閣府資料

警察は、出会い系サイトやコミュニティサイトの利用に起因する犯罪による被害やインターネット上の違法情報・有害情報の影響から子供を守るための広報啓発を推進している。平成26年2月の広報重点を「サイバー空間の脅威に対する社会全体の対処能力の強化」として、全国の小学校や中学校などにおいて情報セキュリティに関する講習を開催した。この講習では、子供や保護者、学校の教職員などに対し、インターネット上の違法情報・有害情報に起因した犯罪、子供を被害者とするサイバー犯罪の具体的事例や対応策を紹介するとともに、フィルタリングの導入などを勧めている。

総務省は、地方の各総合通信局が地域の核としてコーディネーター役を務め、関係者を巻き込んだリテラシー向上の枠組み整備とこれを活用した周知啓発活動を推進している。具体的には、文部科学省や情報通信分野などの企業・団体と連携し、子供のインターネットの安心・安全な利用に向けて、主に保護者・教職員や子供を対象とした啓発講座を全国規模で行う「e-ネットキャラバン」の活動を全国で実施している。また、インターネットリテラシー指標に関する開発、実施を通じた全国的な啓発活動を行っている。

法務省は、人権擁護機関において、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を啓発活動の年間強調事項として掲げ、講演会や研修会の開催や、啓発冊子の配布といった活動を実施している。また、これまで作成した小・中・高校生や保護者向けの啓発教材を活用したり、ブログサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）サイトに、人権に関する正しい理解を深めることや相談先や救済手続を案内することを目的としたインターネット広告を掲載したりした。

文部科学省は、保護者や学校関係者、地方公共団体、事業者の効果的な取組を推進するため、「ネット安全安心全国推進フォーラム」を開催している。平成27年3月に開催し、「スマホの低年齢層化～知ること→分かること→実践すること→できること～」をテーマに、事例発表やパネルディスカッションを行い、これからインターネット社会に向き合い、共に生きていく子供のために大人として何をすべきなのか、青少年を取り巻く現状や取組の紹介などを通じて、考える機会を提供した。

COLUMN  
No. 18

## INAGAWAスマホサミット

青少年の安全、安心なインターネット利用に関する取組については、各地域でも様々な取組がなされている。兵庫県猪名川町では、産・官・学と地域が連携して子供から大人までの幅広い世代が参加して、INAGAWAスマホサミット2015（主催：猪名川町青少年健全育成協議会）として青少年のスマホとネットとの付き合い方について考えるフォーラムが開催された。

このフォーラムでは、地元の中高校生、大学生等の若者で組織するSWING-BYという団体による小中学生へのスマホの「公開」模擬授業や小中学生向けにネットの上手な使い方をまとめた「スマホの教科書」の手交式及び高校生と大人のパネルディスカッション等が行われ、地域が一体となって青少年のインターネット利用の問題についての認識を深めた。



小中学生へのスマホの公開模擬授業



「スマホの教科書」手交式

#### (6) 関係業界の自主的な取組の促進（内閣府、警察庁、総務省）

メディアが提供する情報には、有用なものも多い反面、特に性・暴力表現に関する情報などは子供に悪影響を及ぼす場合があるとの指摘もあるなど懸念される状況にある。子供を取り巻く有害情報対策には、まず、関係業界自身が自主的な取組を図ることが大切であり、マスコミを始め関係業界では自主的な取組が行われている（第2-4-22表）。

利用者・産業界・教育関係者などが相互に連携するために設立された安心ネットづくり促進協議会<sup>195</sup>では、広く国民一般を対象としたリテラシー向上の推進に取り組んでおり、インターネットや様々なメディアを活用し、リテラシー向上やフィルタリングの普及などの活動を全国各地で実施している。

警察は、青少年保護育成条例により青少年への販売などが規制されている有害図書類について、条例違反行為の取締りを行っている。

195 <http://good-net.jp/>

第2-4-22表 関係業界などによる有害情報対策や青少年保護の自主的取組

関係業界	内容
マスコミ全般	○新聞、放送、出版、映画、広告及びレコードの各業界によりマスコミ倫理懇談会全国協議会が設置され、マスコミと青少年とのかかわり方に関する研究協議等を実施。
出版	○出版倫理協議会が、有害出版物の取扱いについて独自の自主規制措置を実施（同協議会に加入している4団体もそれぞれの倫理綱領を定めている）。 ○出版倫理懇談会（成人娯楽雑誌等を刊行する26社により組織）が、青少年の保護育成を勘案した自主規制の編集倫理綱領を定め活動。 ○露骨な性描写を内容とした成人向けコミック誌、単行本等の出版物について、販売店における区分陳列の実施。 ○成人向け雑誌マーク、出版ゾーニングマークの表示。 ○成人コーナーの設置。 ○対面販売の実施。 ○販売店における区分けを可能にするために、2か所小口シール留め実施（グレーゾーン誌）。 ○（社）日本雑誌協会の編集倫理委員会に、倫理専門委員会を設け、毎月2回、協会加盟誌の通覧作業を実施。
映画・ビデオ・コンピューターソフト等	○映画倫理活動の自主規制機関として映画倫理委員会を設置し、「映画倫理綱領」に基づき主に劇場で公開される映画の審査を実施。青少年への影響に配慮し、年齢層別に4つの区分、「R18+」（18歳未満観覧禁止）、「R15+」（15歳未満観覧禁止）、PG12（12歳未満の年少者の観覧には親又は保護者の助言・指導が必要）、G（誰でも観覧可）に分類。 ○ビデオソフト倫理活動のため、（社）映像倫理機構（業界の第三者的自主規制審査機関として組織）において、「映像ソフト倫理規程」を設け、独自の審査を実施。（成人指定（18歳未満への映示、貸出、販売禁止）、R-15（15歳未満への映示、貸出、販売禁止）の審査）また、審査規則により、自動販売機（貸出機）への収納を原則禁止。 ○その他 ・一般向けのオリジナルビデオや劇場未公開のビデオ関係についても、求めに応じ映画倫理委員会において審査を実施。 ・パーソナルコンピュータソフト関係では、（一社）コンピュータソフトウェア倫理機構が、業界の自主規制として年齢別レーティングを採用し、倫理規程を定め審査を実施。 ・ゲームセンター設置ゲーム機及び同ソフト関係では、（一社）日本アミューズメントマシン協会が業界自主基準に基づきゲーム機及びソフトの映像審査及びメダルゲーム機の検査を実施し、健全で適正なゲーム機器が設置されるように努力。 ・ゲームセンター施設関係では、（一社）全日本アミューズメント施設営業者協会連合会が、18歳未満の年少者の立ち入りについて風適法に定められた許可営業店における時間制限の徹底を図るとともに、青少年健全育成に寄与すべく店舗責任者を対象にした「青少年指導員養成講座」を全国防犯協会連合会共催で年2回実施。 ・家庭用ゲームソフト関係では、（社）コンピュータエンターテインメント協会（CESA）が、業界の自主規制として年齢別レーティング制度の必要性の高まりに対応して、平成14年、有識者らと第三者審査機関としての特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）を設立。CEROは、今日まで10年以上にわたり、通算10,000件以上のタイトルを審査してきており、年齢別レーティングマークの表示率は、ほぼ100%。
放送	○日本放送協会及び（一社）日本民間放送連盟は平成11年に、共同あるいは連携しながら、 ①青少年向けの放送番組の充実 ②メディアリテラシーの向上 ③青少年と放送に関する調査等の推進 ④第三者機関等の活用 ⑤放送時間帯の配慮 ⑥番組に関する情報提供の充実 について具体的に推進。その後もそれぞれの取組を継続。 ○日本放送協会は、「日本放送協会番組基準」の「国内番組基準」（昭和34年制定、平成10年改正）において青少年等に配慮した一般的基準を設置。具体的には、 ①青少年向け放送番組を積極的に編成する時間帯の設置 ②小学校5、6年生を対象とした「NHK放送体験クラブ」の実施や、メディアリテラシー関連番組の制作 ③青少年の見やすい番組を意識した編成の実施 ④番組情報の充実化 などの取組を実施。 ○（一社）日本民間放送連盟は、「日本民間放送連盟放送基準」（昭和26年制定、平成26年最終改正）において、「児童および青少年への配慮」、「家庭と社会」、「教育・教養の向上」、「表現上の配慮」、「暴力表現」、「犯罪表現」、「性表現」などの章を設け、加盟各社の自主規制を促進。また、「児童向けコマーシャルに関する留意事項」、「アニメーション等の映像手法について」（NHKと共同で作成）、「個人向け無担保ローンCMの取り扱いについて」などで特に注意すべき事項を指標として提示。さらに、平成11年6月には『「青少年と放送」問題への対応について』を作成し、実践。 具体的には、 ①「青少年に見てもらいたい番組」を各社が選定し、週3時間以上放送 ②青少年にとりわけ配慮する時間帯として、17時から21時までを設定 ③メディアリテラシー活動の推進のため、民放各社の活動に対する助成事業を実施 ④番組情報の事前表示に関する考え方の取りまとめ など。 ○放送倫理・番組向上機構 [BPO]（NHKと民放連が設置した放送界の第三者機関）内の「放送と青少年に関する委員会」（青少年委員会は、BPOに寄せられた視聴者などからの放送と青少年に関する苦情・要望等を基に審議。必要に応じて審議結果を「見解」「提言」等としてまとめ、放送局に通知するとともに公表し、青少年関係機関にも配布。放送番組の自主的な改善・向上を促進。また、「中高生モニター制度」、「青少年と放送にかかわる調査」を継続実施。 ○（一社）衛星放送協会は、「放送基準」（平成11年1月制定、平成16年1月改定・近々改定予定）において、児童及び青少年の人格形成に対する影響を考慮し、健全な精神を尊重させるよう配慮するとの条項を設置。 具体的には、 ①児童向け番組には、児童の品性を損なったり、児童の心身に過度な影響を与えるような言葉や表現・内容がないように注意する。 ②武力や暴力を表現する場合には、児童及び青少年に対する影響がないよう考慮する。 ③法律で未成年者に禁じられている行為を正当化することのないようにする。 併せて、「性、暴力等の表現を含む番組に係るガイドライン」（平成24年3月制定）や「広告放送のガイドライン」（平成16年1月制定・近々改定予定）においても青少年保護条項を設置。 また、専門委員会として倫理委員会を設け、日頃より青少年健全育成活動の推進に努力。 ○成人番組倫理委員会（成人向け番組を提供するCS放送事業者並びにブロードバンド放送事業者により組織）においては、「放送番組倫理規定」及び「番組審査基準」並びに「番組審査に関するガイドライン」、「番組宣伝・広告などに関するガイドライン」などを定めて厳正な自主審査を実施し、専門的な部会を設けて倫理規程の維持、高揚に努力。 また、成人番組の審査についての基準を示し、「成人番組倫理委員会モザイクサンプル」を作成配布。
広告	○各関係団体が、自主規制基準をそれぞれ設けているほか、広告主、新聞、放送、出版、広告業、広告制作の各社が会員となる（公社）日本広告審査機構（JARO）が、青少年問題の観点を含めた広告に対する苦情の処理等を実施。
興行	○全国興行生活衛生同業組合連合会（映画、演劇、演芸の各業種で結成）が、一般向け映画（G）とPG12・R15+・R18+ 制限付映画の併映禁止、制限付映画の上映の際における組合の定める注意書の掲示及び制限該当者の立ち入りの禁止等を内容とした自主規制遵守事項を制定。 また、各自治体に制定されている「青少年の健全な育成に関する条例」を遵守することを制定。 ○映画産業団体連合会（映画関係団体によって組織）が、制限付映画への制限該当者の観覧及び18歳未満の者の深夜興行館への立ち入りを禁止すること等を内容とした「深夜興行等に関する申合せ」を制定。